

議案第11号

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成28年2月12日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 佐々木 稔納

提案理由

平成28年度、平成29年度に係る保険料率を改定するため、提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第 号）の一部を次のように改正する。

第8条中「9.65」を「9.61」に改める。

第9条中「48,370円」を「48,220円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。